平成25年３月８日

各　位

会 社 名　　住友商事株式会社
代表者名　　取締役社長　　中村　邦晴
（コード番号：８０５３　東証第一部）
問合せ先　　広報部長　　林　正俊
（TEL．０３－５１６６－３１００）

会 社 名　　ＫＤＤＩ株式会社
代表者名　　代表取締役社長　田中　孝司
（コード番号：９４３３　東証第一部）
問合せ先　　総務・人事本部長　村本　伸一
（TEL．０３－６６７８－０９８２）

会 社 名　　ＮＪ株式会社
代表者名　　代表取締役　河上　浩一

「ＫＤＤＩ株式会社及びＮＪ株式会社による株式会社ジュピターテレコムの株券等に対する共同公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正及び公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

住友商事株式会社（以下「住友商事」といいます。）、ＫＤＤＩ株式会社（以下「ＫＤＤＩ」といいます。）及びＮＪ株式会社（以下「ＮＪ」といいます。また、ＫＤＤＩとＮＪをあわせて、以下「公開買付者ら」といいます。）が、公開買付者らによる株式会社ジュピターテレコム（ＪＡＳＤＡＱ：コード番号:4817、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、平成25年２月26日付けで公表した「ＫＤＤＩ株式会社及びＮＪ株式会社による株式会社ジュピターテレコムの株券等に対する共同公開買付けの開始に関するお知らせ（平成24年10月24日公表の公開買付価格の引き上げに関するお知らせ）」に関し、一部訂正を要する箇所がありましたので、下記Ⅰのとおり訂正いたします。

また、公開買付者らが、本公開買付けに関して平成25年２月27日付けで提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の８第１項に基づき、公開買付者らは、公開買付届出書の訂正届出書を平成25年３月８日付で関東財務局に提出いたしました。これに伴い、平成25年２月27日付公開買付開始公告の内容を下記Ⅱのとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第27条の３第２項第１号に定義される買付条件等の変更ではありません。

記

Ⅰ　「ＫＤＤＩ株式会社及びＮＪ株式会社による株式会社ジュピターテレコムの株券等に対する共同公開買付けの開始に関するお知らせ（平成24年10月24日公表の公開買付価格の引き上げに関するお知らせ）」の訂正

の内容

訂正箇所には下線を付しております。

１．買付け等の目的等

（４）買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

③対象者における対象者、住友商事及び公開買付者らから独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

（iii） ２月付株式価値算定書

(訂正前)

＜前略（25 行省略）＞

また、ＤＣＦ分析においても、2012 年 12 月期決算の実績値の確定及び 2013 年 12 月期予算（なお、いずれも 10 月付株式価値算定書におけるＤＣＦ分析の前提とした当社の事業計画における計画値から重大な変更はありません。）を踏まえたことなどにより算定結果に若干の差異が生じているとのことです。

＜後略＞

(訂正後)

＜前略（25 行省略）＞

また、ＤＣＦ分析においても、2012 年 12 月期決算の実績値の確定及び 2013 年 12 月期予算（なお、いずれも 10 月付株式価値算定書におけるＤＣＦ分析の前提とした対象者の事業計画における計画値から重大な変更はありません。）を踏まえたことなどにより算定結果に若干の差異が生じているとのことです。

＜後略＞

⑤利害関係を有しない対象者の取締役全員の承認及び監査役全員の同意

(訂正前)

対象者によれば、対象者は、住友商事及びＫＤＤＩからの本取引に関する説明、本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを含む三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券からの助言、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、第三者委員会の答申の内容等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。かかる協議、検討を経た結果、対象者は、平成 25 年２月 26 日開催の取締役会において本賛同表明等を行う決議を行うに至ったとのことです。

また、対象者は、平成 24 年 10 月 24 日開催の取締役会において、上記「３．買付け等の目的」「（２）本公開買付けの背景及び目的、本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針等」「(i) 平成 24 年 10 月 24 日までの経緯」記載のとおり 10 月付賛同予定決議を行ったとのことです。

＜後略＞

(訂正後)

対象者によれば、対象者は、住友商事及びＫＤＤＩからの本取引に関する説明、本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを含む三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券からの助言、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、第三者委員会の答申の内容等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。かかる協議、検討を経た結果、対象者は、平成25年２月26日開催の取締役会において本賛同表明等を行う決議を行うに至ったとのことです。

また、対象者は、平成24年10月24日開催の取締役会において、上記「（２）本公開買付けの背景及び目的、本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針等」「(i) 平成24年10月24日までの経緯」記載のとおり10月付賛同予定決議を行ったとのことです。

＜後略＞

２．買付け等の概要

（５）買付予定の株券等の数

(訂正前)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,801,954株	―株	―株

（注１）本公開買付けでは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の13第４項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。

（注２）買付予定数は、公開買付者らが本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である1,801,954株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数（6,947,813株）に、対象者の平成24年３月28日提出の第18期有価証券報告書に記載された平成23年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数（2,226株）に同日から平成24年12月31日までの変動（対象者によれば、平成23年12月31日から平成24年12月31日までに本新株予約権304個（普通株式304株相当）が減少したとのことです。）を反映した平成24年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数（1,922株）を加算した株式数（6,949,735株）から、（ｉ）対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（83,168株）、（ⅱ）公開買付者であるＫＤＤＩが所有する本日現在の対象者の普通株式数（2,133,797株）、（ⅲ）本公開買付けに応募される予定のないＫＤＤＩがみずほ信託銀行株式会社に対して有価証券管理信託に付している本日現在の対象者の普通株式数（152,904株）、及び（ⅳ）本公開買付けに応募する予定のない住友商事が所有する本日現在の対象者の普通株式数（2,777,912株）を控除した株式数（1,801,954株）になります。

＜後略＞

(訂正後)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,801,954株	―株	―株

（注１）本公開買付けでは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の13第４項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。

（注２）買付予定数は、公開買付者らが本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である1,801,954株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数（6,947,813株）に、対象者の平成24年３月28日提出の第18期有価証券報告書に記載された平成23年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数（1,527株）に同日から平成24年12月31日までの変動（対象者によれば、平成23年12月31日から平成24年12月31日までに、2012年株式報酬型新株予約権（中期インセンティブ）

及び2012年株式報酬型新株予約権（長期インセンティブ）の発行により本新株予約権699個（普通株式699株相当）が増加し、本新株予約権304個（普通株式304株相当）が減少したとのことです。）を反映した平成24年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数（1,922株）を加算した株式数（6,949,735株）から、（ⅰ）対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（83,168株）、（ⅱ）公開買付者であるＫＤＤＩが所有する本日現在の対象者の普通株式数（2,133,797株）、（ⅲ）本公開買付けに応募される予定のないＫＤＤＩがみずほ信託銀行株式会社に対して有価証券管理信託に付している本日現在の対象者の普通株式数（152,904株）、及び（ⅳ）本公開買付けに応募する予定のない住友商事が所有する本日現在の対象者の普通株式数（2,777,912株）を控除した株式数（1,801,954株）になります。

＜後略＞

（６）買付け等による株券等所有割合の異動

（訂正前）

買付け等前における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	2,286,701個	（買付け等前における株券等所有割合33.31％）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	2,777,912個	（買付け等前における株券等所有割合40.47％）
買付予定の株券等に係る議決権の数	1,801,954個	（買付け等後における株券等所有割合 100.00％）
対象者の総株主等の議決権の数	6,864,437個	

（注１）「買付け等前における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数」には、本日現在ＫＤＤＩが所有する株券等に係る議決権の数（2,133,797個）及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第７条第１項第１号に基づきＫＤＤＩの所有に準ずる株券等に該当するＫＤＤＩがみずほ信託銀行株式会社に対して有価証券管理信託に付している株券等に係る議決権の数（152,904個）の合計を記載しております。

（注２）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（但し、法第27条の２第１項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第３条第２項第１号に基づき特別関係者から除外される者（以下「小規模所有者」といいます。）が所有する株券等並びに、公開買付者であるＫＤＤＩが所有する株券等、令第７条第１項第１号に基づきＫＤＤＩの所有に準ずる株券等に該当するＫＤＤＩがみずほ信託銀行株式会社に対して有価証券管理信託に付している株券等及び対象者が所有する自己株式を除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。

（注３）「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、上記「（５）買付予定の株券等の数」に記載した本公開買付けにおける買付予定の株券等の数（1,801,954株）に係る議決権の数（1,801,954個）を記載しております。

（注４）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成24年11月７日提出の第19期第３四半期報告書に記載された平成24年６月30日現在の総株主等の議決権の数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、本新株予約権の行使により交付される対象者普通株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（6,947,813株）から対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の自己株式数（83,168株）を控除した株式数（6,864,645株）に係る議決権の数（6,864,645個）に、対象者の平成24年３月28日提出の第18期有価証券報告書に記載された平成23年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数（2,226株）に同日から平成24年12月31日までの変動（対象者によれば、平成23年12月31日から平成24年12月31日までに本新株予約権304個（普通株式304株相当）が減少したとのことです。）を反映した平成24年12月31日現在の対象者が保有する本新株予約権の目的である対象者普通株式の数（1,922株）に係る議決権の数（1,922個）を加えた6,866,567個を分母として計算しております。

＜後略＞

（訂正後）

買付け等前における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	2,286,701個	（買付け等前における株券等所有割合 33.31%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	2,777,912個	（買付け等前における株券等所有割合 40.47%）
買付予定の株券等に係る議決権の数	1,801,954個	（買付け等後における株券等所有割合 100.00%）
対象者の総株主等の議決権の数	6,864,437個	

（注１）「買付け等前における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数」には、本日現在ＫＤＤＩが所有する株券等に係る議決権の数（2,133,797個）及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第７条第１項第１号に基づきＫＤＤＩの所有に準ずる株券等に該当するＫＤＤＩがみずほ信託銀行株式会社に対して有価証券管理信託に付している株券等に係る議決権の数（152,904個）の合計を記載しております。

（注２）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（但し、法第27条の２第１項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第３条第２項第１号に基づき特別関係者から除外される者（以下「小規模所有者」といいます。）が所有する株券等並びに、公開買付者であるＫＤＤＩが所有する株券等、令第７条第１項第１号に基づきＫＤＤＩの所有に準ずる株券等に該当するＫＤＤＩがみずほ信託銀行株式会社に対して有価証券管理信託に付している株券等及び対象者が所有する自己株式を除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。

（注３）「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、上記「（５）買付予定の株券等の数」に記載した本公開買付けにおける買付予定の株券等の数（1,801,954株）に係る議決権の数（1,801,954個）を記載しております。

（注４）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成24年11月７日提出の第19期第３四半期報告書に記載された平成24年６月30日現在の総株主等の議決権の数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、本新株予約権の行使により交付される対象者普通株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（6,947,813株）から対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の自己株式数（83,168株）を控除した株式数（6,864,645株）に係る議決権の数（6,864,645個）に、対象者の平成24年３月28日提出の第18期有価証券報告書に記載された平成23年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数（1,527株）に同日から平成24年12月31日までの変動（対象者によれば、平成23年12月31日から平成24年12月31日までに、2012年株式報酬型新株予約権（中期インセンティブ）及び2012年株式報酬型新株予約権（長期インセンティブ）の発行により本新株予約権699個（普通株式699株相当）が増加し、本新株予約権304個（普通株式304株相当）が減少したとのことです。）を反映した平成24年12月31日現在の対象者が保有する本新株予約権の目的である対象者普通株式の数（1,922株）に係る議決権の数（1,922個）を加えた6,866,567個を分母として計算しております。

＜後略＞

Ⅱ　公開買付開始公告の訂正の内容

訂正箇所には下線を付しております。

１．公開買付けの目的

(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑤　利害関係を有しない対象者の取締役全員の承認及び監査役全員の同意

(訂正前)

対象者によれば、対象者は、住友商事及びＫＤＤＩからの本取引に関する説明、本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを含む三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券からの助言、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、第三者委員会の答申の内容等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。かかる協議、検討を経た結果、対象者は、平成25年２月26日開催の取締役会において本賛同表明等を行う決議を行うに至ったとのことです。

また、対象者は、平成24年10月24日開催の取締役会において、上記「３．買付け等の目的」「(2) 本公開買付けの背景及び目的、本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針等」「(ｉ) 平成24年10月24日までの経緯」記載のとおり10月付賛同予定決議を行ったとのことです。

＜後略＞

(訂正後)

対象者によれば、対象者は、住友商事及びＫＤＤＩからの本取引に関する説明、本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを含む三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券からの助言、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、第三者委員会の答申の内容等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。かかる協議、検討を経た結果、対象者は、平成25年２月26日開催の取締役会において本賛同表明等を行う決議を行うに至ったとのことです。

また、対象者は、平成24年10月24日開催の取締役会において、上記「(2) 本公開買付けの背景及び目的、本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針等」「(ｉ) 平成24年10月24日までの経緯」記載のとおり10月付賛同予定決議を行ったとのことです。

＜後略＞

２．公開買付けの内容

(5) 買付予定の株券等の数

(訂正前)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,801,954（株）	－（株）	－（株）

（注１） 本公開買付けでは、法第27条の13第４項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。

（注２） 買付予定数は、公開買付者らが本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である1,801,954株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数（6,947,813株）に、対象者の平成24年３月28日提出の第18期有価証券報告書に記載された平成23年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数（2,226株）に同日から平成24年12月31日までの変動（対象者によれば、平成23年12月31日から平成24年12月31日までに本新株予約権304個（普通株式304株相当）が減少したとのことです。）を反映した平成24年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数（1,922株）を加算した株式数（6,949,735株）から、（ｉ）対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（83,168株）、（ii）公開買付者であるＫＤＤＩが所有する本書提出日現在の対象者の普通株式数（2,133,797株）、（iii）本公開買付けに応募される予定のないＫＤＤＩがみずほ信託銀行株式会社に対して有価証券管理信託に付している本書提出日現在の対象者の普通株式数（152,904株）、及び（iv）本公開買付けに応募する予定のない住友商事が所有する本書提出日現在の対象者の普通株式数（2,777,912株）を控除した株式数（1,801,954株）になります。

＜後略＞

（訂正後）

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,801,954（株）	－（株）	－（株）

（注１） 本公開買付けでは、法第27条の13第４項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。

（注２） 買付予定数は、公開買付者らが本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である1,801,954株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数（6,947,813株）に、対象者の平成24年３月28日提出の第18期有価証券報告書に記載された平成23年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数（1,527株）に同日から平成24年12月31日までの変動（対象者によれば、平成23年12月31日から平成24年12月31日までに、2012年株式報酬型新株予約権（中期インセンティブ）及び2012年株式報酬型新株予約権（長期インセンティブ）の発行により本新株予約権699個（普通株式699株相当）が増加し、本新株予約権304個（普通株式304株相当）が減少したとのことです。）を反映した平成24年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数（1,922株）を加算した株式数（6,949,735株）から、（ⅰ）対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（83,168株）、（ⅱ）公開買付者であるＫＤＤＩが所有する本書提出日現在の対象者の普通株式数（2,133,797株）、（ⅲ）本公開買付けに応募される予定のないＫＤＤＩがみずほ信託銀行株式会社に対して有価証券管理信託に付している本書提出日現在の対象者の普通株式数（152,904株）、及び（ⅳ）本公開買付けに応募する予定のない住友商事が所有する本書提出日現在の対象者の普通株式数（2,777,912株）を控除した株式数（1,801,954株）になります。

＜後略＞

（訂正前）

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合 26.24%

（注１） 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（1,801,954 株）の株券等に係る議決権の数（1,801,954 個）です。

（注２） 本公開買付けにおいては、本新株予約権の行使により交付される対象者普通株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合」の計算においては、その分母を、対象者決算短信に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（6,947,813 株）から対象者決算短信に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の自己株式数（83,168 株）を控除した株式数（6,864,645 株）に係る議決権の数（6,864,645 個）に、対象者の平成 24 年３月 28 日提出の第 18 期有価証券報告書に記載された平成 23 年 12 月 31 日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数（2,226 株）に同日から平成 24 年 12 月 31 日までの変動（対象者によれば、平成 23 年 12 月 31 日から平成 24 年 12 月 31 日までに本新株予約権 304 個（普通株式 304 株相当）が減少したとのことです。）を反映した平成 24 年 12 月 31 日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数（1,922 株）に係る議決権の数（1,922 個）を加えた 6,866,567 個を分母として計算しております（以下、後記(7)及び(8)において同様です。）。

＜後略＞

（訂正後）

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合 26.24%

（注１） 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（1,801,954 株）の株券等に係る議決権の数（1,801,954 個）です。

（注２） 本公開買付けにおいては、本新株予約権の行使により交付される対象者普通株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合」の計算においては、その分母を、対象者決算短信に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（6,947,813 株）から対象者決算短信に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の自己株式数（83,168 株）を控除した株式数（6,864,645 株）に係る議決権の数（6,864,645 個）に、対象者の平成 24 年３月 28 日提出の第 18

期有価証券報告書に記載された平成 23 年 12 月 31 日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数（1,527 株）に同日から平成 24 年 12 月 31 日までの変動（対象者によれば、平成 23 年 12 月 31 日から平成 24 年 12 月 31 日までに、2012 年株式報酬型新株予約権（中期インセンティブ）及び 2012 年株式報酬型新株予約権（長期インセンティブ）の発行により本新株予約権 699 個（普通株式 699 株相当）が増加し、本新株予約権 304 個（普通株式 304 株相当）が減少したとのことです。）を反映した平成 24 年 12 月 31 日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数（1,922 株）に係る議決権の数（1,922 個）を加えた 6,866,567 個を分母として計算しております（以下、後記(7)及び(8)において同様です。）。

＜後略＞

以　上

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第３項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、このプレスリリースの発表（平成 25 年３月８日午後　東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、対象者の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、公開買付者ら及び住友商事は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けに関する情報を一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースの記載には、「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者ら及び住友商事又はそれらの関連会社若しくは代理人は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの日付の時点で公開買付者ら及び住友商事が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者ら及び住友商事又はそれらの関連会社若しくは代理人は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【日本国外の国又は地域】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

本公開買付けは、いずれも日本において設立された会社であり、日本の居住者のみを取締役として有する公開買付者らにより行われるものです。また、本公開買付けは、日本において設立され、日本でのみ株式上場している対象者の有価証券に関するものです。したがって、本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、日本以外の管轄地における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。